

○「ながら見守り連携事業」覚書内容

- (1) 東京都は、事業の実施に当たってあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に対して必要な支援を実施する。
- (2) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、事業所及び所属代理店等に対して本覚書の趣旨を周知するとともに、必要に応じて“ながら見守り”に関する取組について区市町村と協議し、各所属代理店等において実施できるよう支援する。
- (3) 東京都とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、必要に応じて情報交換を行い、相互に連携する。
- (4) 具体的な取組（事業活動に支障のない範囲で行う。）
 - ①（地域が防犯上不安を抱く場所を巡回して見守りを行う）
見守り要望箇所の走行
 - ② 高齢者等への声掛け
 - ③ 異常を認知した際の関係機関への通報
 - ④ メールけいしちょう（区市町村メール）等への対応